

第3回岩手県犯罪被害者等支援審議会議事録

開催日時：令和6年11月25日（月）14：00～16：10

開催場所：エスポワールいわて イベントホール

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 第2回審議会における論点整理について
 - (2) 岩手県犯罪被害者等支援計画（素案）について
- 3 その他
- 4 閉会

【議事録】

【事務局】	<p>それでは時間となりましたので、只今から、第3回岩手県犯罪被害者等支援審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>開会にあたりまして、委員の出席状況についてご報告いたします。</p> <p>本日は、委員10名のうち8名のご出席をいただいております。過半数に達しておりますので、犯罪被害者等支援条例第14条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本日、警察本部から 県民課被害者支援室長の築場（やなば）様 同じく被害者支援補佐の金（こん）様 に出席いただいておりますのでご紹介いたします。</p> <p>次に、会議の公開について説明いたします。</p> <p>「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、会議は原則的に公開することとされておりますので、ご了承願います。</p> <p>また、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページにて公開することとしておりますので、併せてご了承願います。</p> <p>報道機関の皆様や、傍聴者の皆様におかれましては、会議の支障になる行為がないよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以降の議事につきましては、山口会長にお願いしたいと思っております。会長よろしくお願いいたします。</p>
--------------	---

<p>【山口会長】</p>	<p>はい。では、委員の皆様、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。長々とした挨拶をするべき場所ではないので、時間もないですから、ただ今日の進め方というかの部分だけは話をさせていただきます。計画素案をお出しいただいています。まずはこれに対するご意見を遠慮なくお出しただきたいと思っています。その上で、今回で一応最後にこの審議会、計画策定前は最後というふうに想定しておりますので、当審議会としての答申の内容について、皆様のご意見をおうかがいして的確な答申をしてまいりたいというふうに考えています。</p> <p>それでは、早速会議の次第によって議事を進めてまいりたいと思います。議事の(1)、(2)につきましては、関連いたしておりますので、事務局から一括でご説明くださるということですね。よろしくお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>【資料1「第2回岩手県犯罪被害者等支援審議会の論点整理」、資料2-2「岩手県犯罪被害者等支援計画(素案)」について説明】</p>
<p>【山口会長】</p>	<p>よろしいですか。事務局から補足がある訳ではないですね。ご説明ありがとうございました。前回、この審議会でもいただいたご意見をベースに、そこを中心にご説明をいただきました。そこであってもそこでなくても構いませんので、今回の素案に対してご質問、ご意見等あれば委員の皆様から積極的にお願いいたします。いかがでしょうか。</p> <p>最初だけちょっと振らせてもらってもよろしいですかね。中谷委員、前回の審議会でご意見をいただいた、教育委員会関連のところですね。今回の素案について、どこか気になっていることはございませんでしょうか。</p>
<p>【中谷委員】</p>	<p>入れていただきありがとうございます。</p> <p>ざっと事前に送っていただいた素案を読んでいて、大体含めていただいたなと思っております。1点ちょっと気になることといえば、被害を受けた児童生徒が中心になっているんですけども、例えば兄弟だったり、親が被害を受けた子どもへの支援っていうのが読んでよく分からなかったもので、その部分の記載をちょっと入れていただくか文言変えていただければありがたいなというふうには思いました。</p>
<p>【山口会長】</p>	<p>この点に関しては、スクールカウンセラー等を中心的に記載されているところなので、前回、小田委員からもご意見があったかと思うのですが、小田委員から何かお気づきの点はございませんでしょうか。</p>
<p>【小田委員】</p>	<p>かなり必要な箇所を修正していただけたかなと思います。また気になったら発言させていただきます。ありがとうございます。</p>

<p>【尾崎委員】</p>	<p>今のところに関連してなんですが、児童生徒が被害を受けた場合の支援に関するものという、先ほどの、2のNo.13 ですかね。先ほど中谷委員がおっしゃったとおりで、児童生徒が被害を受けた場合だけではないという限定の部分も気になりましたが、アのところで、心のサポートにかかるという、心のサポートの部分に限定しているところがちょっと気にはなりました。</p> <p>もちろん心理的なサポートというのはとても大事なわけですが、もうちょっと学校という場においては、物質的なサポートということももちろんあり得ると思いますので、心のという限定をかけない方がより広い支援を想定できるかなというところが気になるところではございます。</p>
<p>【山口会長】</p>	<p>事務局の方で、何かご回答等ございますでしょうか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>事務局の消防安全課県民安全担当の木村でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、中谷委員から前回いろいろとご意見いただいたところについて、概ね反映させていただいたところで今ご説明させていただきました。本人はもとより保護者その兄弟姉妹への配慮というところで、いろんなところにその要素をちりばめさせていただいておりました、例えばその30 ページですね。30 ページ施策の柱Ⅱ、心身に受けた影響からの回復の現状と課題の丸の3つ目、本人はもとより兄弟姉妹の配慮が求められていますというような現状、課題を記載した上で、それぞれの取り組みについて追記したというところで対応をしております。</p> <p>それ以外のところ、まだちょっと教育委員会と調整中のところもございますので、それにつきましてはさらに最終案に向けて調整を進めて参るということ、事前に申し述べさせていただきます。</p> <p>それから、尾崎委員からご指摘ありました、意見を頂きました17 ページのNo.13「教職員の児童生徒に対する心のサポートにかかる資質能力の向上を図ります」ということで、その心のサポートというところ。これ確かに今見ていて、心のサポートに限らないというふうには思いました。方向性としては、心だけじゃないということ、サポートなのか、サポート等なのか、児童生徒に対するサポートにかかるということ、全般の意味合いにしたいと思っております。ただ、これもすみません、教育委員会との調整が必要ですので、そこについて調整の上、最終案に反映したいと考えております。</p>
<p>【山口会長】</p>	<p>ありがとうございます。今のご説明なども踏まえてさらに、大丈夫でしょうか。</p> <p>最初だけは振らせていただきましたが、その他、委員の皆様からご指摘</p>

	ございませんでしょうか。
【尾崎委員】	今日は全部に関して。
【山口会長】	今日は区切りません。出来れば、ご指摘いただいたテーマについては、この1つの時間で、できる限り詰めてしまいたいと思います。
【中谷委員】	11 ページの施策推進の考え方で、これは前回の2回目の時から出ていたんですが、3の損害回復・経済的支援等の3、居住の安定はやはり居住じゃないとだめでしょうか。日常生活の安定とかっていうふうにしていただけないかという意見も出たと思うんですけども。居住だけではないので、日常生活が安心して、それは前半の理念のところにも書いてあるんですけども。以後全部居住が中心になってしまっているんです。ちょっとそれがずっと気になっていたもので。ここの変更が可能かどうかというのをお教えいただければと思います。
【山口会長】	今の点、事務局の方で、教えていただいてもよろしいでしょうか。
【事務局】	<p>ここにつきましては、まずこの居住の安定というのが現在取り組んでいる取り組みの継続的なものという位置付けのもとに、途切れることなくこの支援をするということで、居住の安定を掲げております。</p> <p>前回、日常生活全般で話がありましたので、その辺について検討を進めておりますけれども、そこでちょっと難しいのは、日常生活全般に対する支援となった時に、県で直接やるものというのがなかなか難しいところがありまして、市町村と連携してということで、住民に近い市町村での支援メニューですね、そこに繋ぐ、一緒に支援するということが必要なのかなと、それをどこまで計画に書けるかなというところがちょっと難しいかなという判断のもとに、ここでは居住の安定のみさせていただいているところであります。ただし、日常生活の問題については、第2章のところの問題としてしっかりと記載させていただいたとともに、保健福祉部の方での連携ということで、43 ページの経済的負担の軽減でもですね、福祉生活支援等に関する情報提供と書いてあるんですけども、今回新たにここを追記しまして、生活支援に関する制度について、情報提供を行うとともに、市町村関係機関と連携した支援に取り組みますというところで調整を図っております。</p>
【中谷委員】	とすると、居住の安定の中の、市町村に期待される取組の中に、日常生活というのをに入れていただけるといいのかなと。市町村に期待される取組で丸が3つあって、優先入居と、広報啓発、庁内関係部間の連携とありますが、日常生活に関しては、市町村の取組に期待される取組の中に記載がないので、今課長が言われた趣旨であれば、ここにぜひ市町村で重点的に取り組んでほしいという項目として最初に挙げていただいてもよいのかなと思いました。

【山口会長】	事務局の方、いかがでしょうか。
【事務局】	今、中谷委員からいただいた意見をもとに、期待される取組というところで調整をさせていただきます。その上でここにつきましても、市町村から意見を貰いたいと考えておりまして、ここだけではなく、素案全般について意見をもらいたいと考えておりますので、その中で様々な意見がありましたら、最終案に向けて調整するという形で進めさせていただきます。
【山口会長】	市町村のご意見というところでお話がありましたので、畑山委員、佐藤委員、何か今お話いただけることがあれば。
【畑山委員】	<p>おっしゃるとおり、住宅であれば公営住宅、県営住宅もあるでしょうし、市の方にもありますけれども、生活支援となった時に、直接の窓口が市町村の方に多いということはその通りなんだろうと思います。新しい制度というよりは、市町村のその既存の制度で、何かその方にあったものがあるかどうかということ、メニュー、先ほど渡していただいた市町村支援のメニューリストを見ながら、市町村の方でも、作り上げていければいいのかなと伺いながら思ったところです。</p> <p>ただ、どのくらい、盛岡市でもその方にあった制度があるかどうか、例えば市営住宅につきましても、優先と言っても、その方が一番優先ということになるかどうかというのは、優先順位のところを引き上げることができるかということで、住宅課の方と協議しているところというふうな形になっております。</p> <p>以上です。</p>
【山口会長】	佐藤委員お願いします。
【佐藤委員】	<p>私から一つ、前回の審議会で山口会長からご意見のあった、全市町村に条例制定を目指すということ、本当に大事だと思いますので、本県においても早期に全市町村で条例制定ができるように県の情報提供なり助言なり、ご支援をお願いしたいなと思っております。</p> <p>今日の新聞にも出ていましたけど、宮城、秋田は全市町村が作っているわけですから、岩手も全市町村制定できるように県のご支援をお願いしたいなと思ってございます。</p>
【山口会長】	<p>佐藤委員もありがとうございました。</p> <p>尾崎委員お願いします。</p>

<p>【尾崎委員】</p>	<p>収束している話になってきているかもしれませんが、おそらく整理の仕方としてはもしかすると2番の経済的負担の軽減のところの話と混ざってきているような感じがございます。おそらくこの素案自体には福祉的支援をする、日常生活の衣食住に関わる被害者の方へのサポートをするということが、経済的に支援をするという形で書かれているのかなというふうに私は読み込んで参りました。</p> <p>そうするとまず1つ私が感じたのは、市町村に期待される、これも県が仕組みを持っていないという制度上の問題を考えると、44 ページのところですね。新たな支援制度の検討を市町村に期待していますというところが、おそらくこれに関わってくるところだと思いますね。そうすると、ここにもう少し犯罪被害者等に特化した日常生活を支援するような支援制度サービスという書き方をしてくだされれば、もう少し明確に県の考えというのが示せるのではないかと感じたところでございます。</p> <p>おそらく既存の制度上では生活福祉支援や教育支援制度と書いてありますので、それを活用し、さらに新たな支援として見舞金を含めた日常生活を支援するような経済的な支援制度の創設というところを書いていただいて、そうするともう少し本当は県としてどういう方向にするのかというところをもう少し、本当は柱の具体的施策のところ、そこをどうやって支援するかということを確認させていただきたいところかなというふうに感じるところです。</p> <p>以上です。</p>
<p>【山口会長】</p>	<p>事務局から、何かご回答いただけますか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>日常生活への支援につきまして、もう一度整理しますけれども、経済的負担の軽減だけの観点ではなくて、その前に実は出しているのが心身に受けた影響からの回復というところで、その回復にあたって31 ページ5番、福祉・生活支援等に関する情報提供というのがまず出てきた上で経済的負担軽減のところ、再掲という形で整理しております。</p> <p>34 ページに行きまして、市町村に期待される取り組みとして、既存の各種制度の情報提供や提供及び対応ということで、市町村において実施している生活福祉支援や教育支援制度の情報提供及び相談対応としているというところで、どちらかに寄せるというのはなかなか難しいので、その辺が再掲になったりという形で整理をしているんですが、今のご意見も踏まえて素案ではこの形でいきたいと考えておりますが、市町村に対するところの既存の制度、それも含め、次に新たな取り組みというところ、どこまで書けるかというところはですね、少し整理をしながら進めて参ります。</p>
<p>【山口委員】</p>	<p>ありがとうございます。尾崎委員から。</p>

【尾崎委員】	<p>多分、中谷委員がおっしゃっていることと、もしかしたら私は勝手に同じことかなと思っているんですが、日常生活という言葉が入るかどうかが一番大きなポイントだなと私は思っているので、もう一度ご検討いただきたいと思います。</p>
【山口会長】	<p>はい。おそらく、双方のお話を伺っていると、日常生活の支援といった時に、どういう全体としての整理を目指すのかっていうところを、事務局でもお悩みのようにも思うので、尾崎委員からちょっと具体的にこういう整理がいいのではないかというご提案があればお願いできますでしょうか。</p>
【尾崎委員】	<p>おっしゃる通りで書かれる場所としては、心身に受けた影響からの回復の部分と、直接的な、もうちょっと最初から話をするとつまり被害に遭ったその日から食事が作れない、洗濯ができない、掃除ができないというような立場に立たれる被害者の方の生活をどう支えるかという仕組みが今はなくて、ほとんど行われていないので、これが自治体による支援であるというふうにされていて。じゃあ自治体は何をするかという次のステップとして、現状の制度としては対象者が限定されていて、障害者、高齢者、ひとり親とかっていう仕組みはあるけれども、それに当てはまらない被害者の方には支援が行っていないという現状を踏まえた上で、つまりその既存の制度をまず活用します、これとても大事なことです、そこでこぼれ落ちた人をどうしますかというところで、全体の被害者の方を支える日常生活支援ということで、心身に受けた影響からの回復のところ2か所で再掲でいいと思うんですが、日常生活を支えるという姿勢を出していただきたいというのが説明としてはよろしいでしょうか。</p>
【山口会長】	<p>ありがとうございます。今ので大体イメージはつかんでいただけたかと。引き続き、今の点もう少し掘り下げても結構ですし、他の部分でのご指摘でも結構ですが、いかがでしょうか。</p>
【高橋委員】	<p>すいません、前回欠席しておりますので、もう既に話が済んでいるのであれば申し訳ございません。私どもの関わる業種の計画等には「事業者等の責任」が明記されているのですが、事業者の責任とか、その理解とか支援というものは、12 ページの支える連携体制の中の民間支援団体等に含まれるのでしょうか。事業者等をちょっとここに特記できないのかどうかです。47 ページには、雇用の安定のための相談体制については記載があると思うんですけども、例えば裁判等で仕事に行けないとか、それから職場とかで二次被害を受けたという場合にも、被害を与えない、理解ある事業者としての責任等も意味して、その12 ページのその体制の中に一つ特記できないのかなというところをお伺いします。</p> <p>既にお話が出ている件でしょうか。</p>

【山口会長】	いえ、前回もそういうご指摘はいただいていたかと思いますが、私なりに考えるところもあるんですが、事務局からご説明なさいますか。
【事務局】	今、高橋委員からお話があったとおり、当然、県民、それから事業者、事業者は県民の中に包括されますけれども、そういった方々との連携というのは必要だと考えておりますが、ここで全てを入れるというのは非常に難しいものがございまして、関係する機関団体で支える連携体制ということで記載しております。事業者を入れるというその視点はなかったのです。いずれそれは当然のことながら、このベースには県民、事業者がある、土台となる部分にはですね。ということの考えのもとにこれ作っておりますので、この図に入れるかどうかというのは、今すぐ答えは持ち合わせておりませんが、その考え方はあるということだけは今は言えるところです。
【山口会長】	<p>ちょっと一度私の方からも意見を申し上げてみたいと思います。もし他の委員の皆さんからご意見があれば、もちろん出していただきたいんですが、ここで言っている12ページですね。12ページで言っている図というのがおそらく上の連携体制と下の多機関ワンストップ体制というところの図だと思いますし、さすがに下の方の多機関ワンストップ体制となると、そこに事業者を入れ込んでしまうというのは、なかなか支援側に巻き込んでというのは難しいのかなというのが私自身の意見です。</p> <p>そうすると連携体制の方になってくるんですが、やっぱりそこは、条例でも計画でもそうですが、その責務を負っている側、支援に対して責務を負っている側と役割を担っている皆さんとってというのは少し分ける必要があるのかなと。ここで言っている連携体制っていうのはある意味計画の中で、その責務を負う立場の人たちを列挙しているイメージなのかなというふうに思っております。ここには事業者っていうのは難しいのかなというのが私自身の意見であります。ただ、これは完全に個人的な意見ですので、他の皆様からご意見あればお願いします。いかがでしょうか。</p>
【小田委員】	今の件に関して、私も山口会長と同じ意見ですけれども、やはりケアという意味では高橋委員が言ってくださったように、多くの部分を事業者であるとか、多くの県民の皆さんが被害者のすぐそばにいてケアの大部分を担っているということを考えると、この条例に盛り込んでいるように、彼らに対する様々な研修であるとか、そうしたものをきちんとこの責務がある我々が担っていけるように条例が制定された後にとっても大事なことだと思います。
【山口会長】	小田委員ありがとうございます。高橋委員ご指摘の点はもつともで、ただそれをどういうところに入れ込んでいくのかということなんだろう

	<p>と思っています。ご指摘のとおり、被害に遭った、若しくはご家族が被害に遭ったことによって仕事がなかなか続けづらい状況にある方ってというのは多くいらっしゃると思いますので、その方々の支援となった時、やはり事業者そのものの理解が必要だと。私が勘違いしているのであればなのですが、12 ページの上の県民の理解のところに、県民の理解が全体を包んでくれている状態なのですが、そこに県民・事業者の理解を入れるかという、そういう話ではないですか。</p>
【高橋委員】	<p>事業者というところをきちんと上げて行った方がいいのかなと思ったので発言いたしました。</p>
【山口会長】	<p>ありがとうございます。ご意見はもっともだと皆思っていますので、入れ込む場所の問題かなというふうに思います。 他に委員の皆様からご指摘ありませんでしょうか。</p>
【尾崎委員】	<p>ページでいきますと16ページになります。16ページのNo.1の施策についての表現の方法についてです。前回から少し表現が変更になって繋ぐというふうにこれ変更されているわけなのですが、やっぱり繋ぐという言葉にどうしてもまだ違和感が私にはございます。繋ぐは自分から手を離している表現だと私は感じますので、やっぱりここは適切なのは連携して支援をする、繋ぐが、最初に来ているところもやはり違和感なんですよ。この語順も不思議なんですね。被害者の方が来たら情報提供をし、連絡調整をし、その先に多分繋ぐが本当は来るはずで、やはりそこも流れとしても違和感がございます。繋ぐという表現が限界だというふうに考えられて、この表現になったのかも含めてちょっとお聞きしたいところです。</p>
【山口会長】	<p>事務局の方がいかがでしょうか。</p>
【事務局】	<p>ここの章が、「相談及び情報の提供」ということでまとめている具体的な施策ということで、全てに支援という言葉を使うのはどうかという考えのもとに、まず相談の対応、情報提供ということで、総合的な対応窓口の運用という観点で施策の概要をまとめております。ですので、極論を言ってしまうと「相談を受けます、そして連携して支援します」ということが全てにかかってくるというのを整理としてできるかもしれませんが、そうすると同じことを繰り返し繰り返しになってしまうということで、ちょっと言葉を分けて使わせていただいている、若干前回から修正しているというところで、繋ぐという言葉を使わせていただいております。しかしながら、確かに県の窓口でただ繋ぐだけではないというのはその通りで、我々も考えておまして、前回連携して支援するという意見もいただいております。それをちょっとそちらの方に直したいとも考えておりましたので、そのように修正させていただきます。あとはどちらが先かというところがあるかと思いますが、ここは相談対応と情報提供ということでまとめている</p>

	項目ということで今そういう並びにしているということでもあります。それ以上の理由は特にございません。
【山口会長】	はい、ありがとうございます。 尾崎委員大丈夫ですか。
【尾崎委員】	はい。
【山口委員】	今それによる形で私も意見を申し上げてしまうと、多分、ここの16ページのNo.1のところに関して言いますと、本当に一番ある意味で大事な部分になってくるかと思うんです。総合的対応窓口において、犯罪被害者等からの相談等に応じて、庁内担当部局や適切な専門機関等と連携して支援するのが目的なんじゃないかと。そこはゴールとは言いませんが、一旦ゴールなんじゃないかと。そのために情報提供や連絡調整があるんじゃないかなというイメージを持っておりましたので、もしよろしければ、専門機関等と連携して支援するために情報提供を行うほか連絡調整します、みたいなイメージになるといかがかなということを思いました。
【畑山委員】	今の連絡調整等というところの流れでお伺いしたいんですが、14ページの3番に市町村の参加を促す等というところの内容で、被害者等支援連絡会とか被害者支援地域ネットワークというのもありましたけれども、こちらについての今後の開催のイメージと言いますか、年間どのような形で年間どのくらい開催するかというところお伺いしたいというところが一つ。それからまた同じように20ページの方にも、その前にもあるかもしれないんですが、多機関ワンストップ体制ということで、支援調整会議というのがあるかと思うんですが、こちらの方についても、決まっている内容というか予定等をお伺いできればと思います。
【山口会長】	では、事務局から説明をお願いします。
【警察本部】	警察本部県民課の築場でございます。地域ネットワークにつきましては、具体的に数というのは示してなくて、今ですと、年に1回はやるようにということで、警察本部の方から各警察署の方に警務課が事務局となっていますので、そちらに申し向けております。ただし、必要に応じて開催できるものでありますので、必要に応じて、例えば皆様の方からやっていただきたいという声があればそういったものを開催するというので。あとは警察本部の方でグリップしているのが、我々本部の県民課になりますので、ご要望もあればやっていきたいと考えていますが、具体的な数字というのは考えておりません。 連絡会につきましても全体回数、年一度ということで、先般やらせてもらいましたけれども、参加される皆様のご都合などありますので、そこら辺を調整しつつ、必要に応じて開催するというのはやぶさかではないので、具体的な数というのは決めてはおりません。

【事務局】	<p>支援調整会議についてですけれども、これも定期的にやるというふうに考えているものではなくて、12 ページのところの下の図、多機関ワンストップ体制の整備のところの右側、緑のところには犯罪被害者等支援調整会議ということがありますけれども、犯罪被害者等からの相談を踏まえて、県調整機能の中で居住地の市町村を含めた調整会議を設置して個別の支援計画を策定してですね、重点的に連携して支援を必要だというふうに判断した場合に開催するというものでありますので、そういったケースが発生した場合に開催するという会議で想定しています。ですので、毎回、何月に開催するというのではなく、事案が発生した都度ですね、県の調整機能が判断して、招集して会議を開催するという流れになります。</p>
【畑山委員】	<p>はい、分かりました。</p>
【山口会長】	<p>大丈夫ですか。畑山委員、そういうご趣旨でしたか。調整会議と連絡会議の区別みたいなもののご趣旨でお答えいただいたように思いますが、そういうご趣旨でお話を。</p>
【畑山委員】	<p>それももし合わせて、目的といたしますか。</p>
【山口会長】	<p>私の方で、お話しします。</p> <p>支援調整会議は、基本的には福祉分野のケース会議をイメージしているようなことかなと思っております。名前はそっくりなんですけど、連絡会議、支援連絡会議というのが次にありまして、これは県警本部が県全体の管轄で犯罪被害者等支援に関わる機関を集めて開催することで、まさに先日、つい先日行われたものと。支援ネットワークというのは連絡会議の各所轄警察署バージョンという風に理解しておりました。私の経験上、この連絡会議はかなり毎年開催されているんですが、ネットワークはですね、盛岡のものしか呼びがかかったことがなくて、盛岡というか東署管内というのか、それしかお聞きしたことがなくて、それ以外の警察署単位で実際会議がどれくらい開催されているのか分かりませんので、すみません、これをきっかけに築場さんから教えてもらってもよろしいですか。</p>
【警察本部】	<p>ネットワーク会議に関しましては、実は明日は岩泉地区ネットワーク会議がございます。明後日には釜石のネットワーク会議をやります。今年は今で二戸、大船渡など全部の地区でやっているわけではないのですが、コロナの時とかで中断したということがございまして、途切れているところはあるのですが、再開するよというところで警察本部長の命で各警察署長宛てに通達して実施しているところで、少なくとも年に1回は開催するよというところで指導はしているところであります。中身につきましては、まさに山口先生がおっしゃったとおりで、地区の連絡会議のようなイメージで、実際には今まさに警察本部の方では条例等ができましたよという話をさせてもらったりとか、あとは今後の市町村条例にということが警</p>

	<p>察としては望ましいというようなご意見をさせていただいているところ であります。</p>
【山口会長】	<p>はい、ありがとうございます。ネットワーク会議は後でいろいろお聞き します。今の点に関連してもしていなくても結構ですが、委員の皆様から ご指摘、何かないでしょうか。</p> <p>今ちょうど14 ページのところの話を、連絡会議とか地域ネットワーク について話していますが、これに関して小田委員大丈夫ですかご指摘。医 療機関関係でご意見があるかと伺っていたのですけど。</p>
【小田委員】	<p>はい、ありがとうございます。私、前回泌尿器科医の方を指摘しまし たが、14 ページの最後の部分に記載いただきありがとうございます。それ で32 ページの方もなのですが、9番のところ、はまなすサポートにおけ る支援のところですが、ここでも産婦人科及び精神科医の受診ということ になっていますが、男性の性被害者さんというのは、最近刑法もようやく 改正されてというところで、まだまだ声を上げにくくて、辛い状態にある という現状も鑑みて、やはり条例の中に、差別の意味合いは全くないと思 いますけれども、見てきちんと分かるように、ここにも泌尿器科医もぜひ 入れていただきたいなと思いました。</p>
【山口会長】	<p>はい、ありがとうございます。はまなすサポートは既に出来上がってい る制度なので、ここにどう入れ込むか、今後目指すみたいな形が可能なの かどうかというところかなと思いますが、事務局どうでしょうか。</p>
【事務局】	<p>はい。今の小田委員のお話、32 ページの9番、はまなすサポートのとこ ろについては、現在産婦人科医、精神科医の受診、それから保険での保険 薬局での利用、公費負担しているという現在継続した取り組みで書かせて いただいております。ここに将来的に性被害、男性性被害のところもカバ ーできればと思っておりますが、そこについて現状お金が伴う公費負担とい うことになることから、そこまで今踏み込めておりませんので、そこにつ いては同じページ、14 ページのところ産婦人科医等との連携強化とい うところで、まずは連携の構築を図りますということで、現状は書かせて いただいております。</p>
【山口会長】	<p>はい、ありがとうございます。小田委員よろしいですか現段階では。</p>
【小田委員】	<p>はい、理解はいたしました。ただし、こういうところに書いてあるか書 いていないかというところでも、被害者の方はセンシティブに反応されま すので、ぜひご検討いただければと思います。</p>
【山口会長】	<p>はい、ありがとうございます。他には、ご指摘等ないでしょうか。</p> <p>【意見なし】</p>

	<p>すみません、一つだけ私から。こんなの今更言うなよと思われるかもしれないんですが、県とか、場合によっては教育委員会っていう支援側の立場で当然ですけども書かれています。ただ、特に教員の先生がイメージしやすいかと思うんですが、職員が被害者になるケースもあると思うんです。事業者の理解、促進みたいなことを言った時ですね場合によっては警察だってそうなんですけれども、職員側が被害にあった時に事業者としての配慮みたいなものっていうのは、今まで想定なさったことがあるかどうかってちょっとお聞きしてみてもよろしいですか。</p>
【事務局】	<p>ちょっと教員とか我々県職員ということで限定して検討したことはないのですが、事業主としてその従業員の雇用の安定というところで考えて、様々、従業員が被害者となった場合の被害回復のための様々な制度の導入ですとか、休暇の取得しやすい環境、職場環境づくりなどということだろうと考えておりました。それをどこまで拡大解釈するかというところはあるかもしれませんが、身内っていうところまでは、ちょっと具体的に考えたことはないかもしれません。</p>
【山口会長】	<p>ありがとうございます。高橋委員からご指摘があった通り、事業所の理解を促進するといった時に、こちら側が事業者としてこういう支援をしますよっていうのが一番のアピール、見本になるのかなというのを本当に今の思いつきですけども思ったもので。もし可能であれば今後検討してみただけるといいかなというふうに思っていますし、来年度以降見直しのための審議会が開かれるのであれば、そこでも議論していいのかなというふうに思いました。</p>
【事務局】	<p>確かに、他の都道府県の事例では、県職員が被害者となった時の休暇、特別休暇取得制度というのを創設したという他県の事例とかもありまして、そういうのを率先してやるということも出てきておりますので、今後研究しながらということになるろうかと思えます。</p>
【山口会長】	<p>はい、ありがとうございます。他に、委員の皆様、いかがでしょうか。</p>
【尾崎委員】	<p>前回からの変更点のところでの確認なんですが、18ページのNo.16のところ、前回、配偶者暴力相談支援センターが入っていたのが消えているのは、ここの見出しが子どもの支援だからということで、ここが消えたのかなというふうには想定はしているんですが、そうするとじゃあ今度配偶者暴力相談支援センター、もっと広く言えば女性相談支援センターでしたっけ、困難女性支援法で出来たセンターとの連携みたいなところって、被害者支援ではこれからすごく重要に、性被害者の場合も、実はそのはまなすサポートだけではなく、女性相談支援センターとの連携というのも考えていけないといけないのかなと思うんですが、ちょっとその辺りの整理をお願いしたいというか、どのように書いたらいいのか、ちょっと今すいま</p>

	せん、私からのご提案は今では出来ないんですが、ちょっとご検討いただきたいと思いました。
【山口会長】	はい。事務局から回答されますか。
【事務局】	<p>今、お話がありました18ページのNo.16のところにつきましては、尾崎委員の話のとおり、児童生徒の内容ということで配偶者暴力相談支援センターについては削りまして、そのかわり、配偶者暴力相談支援センターの記載はその他のところで、例えば14ページのNo.5、民間支援団体等との連携・協力の児童虐待や配偶者等からの暴力の被害者等の保護についてのところ、それから23ページのNo.1になりますが、実際には24ページの方だと思います、配偶者暴力相談支援センター等の相談員に対する研修等ですね。計画の中に言葉としては残しております。</p> <p>具体的にご指摘に出たところについては児童生徒ということで削ったということですので、それ以外、DV被害者、子どもの支援においてということで、このセンターが重要な機関という認識のもとに、別のところできっちり記載して整理しています。</p>
【山口会長】	ありがとうございます。尾崎委員。
【尾崎委員】	でも別のところは、別の施策のところだと思うので、相談・情報の提供から消えてはしまっているんですね。大きな柱の中からは消えています。2からは消える。Iの2の相談及び情報の提供というところには配偶者暴力相談支援センターという文言が消えた。それはどこかに、「等」に集約されているということなんですか。
【事務局】	すみません。今、どこの話をしているのでしょうか。
【尾崎委員】	今、柱のIIの16で、今お子さんだから配暴センターが消えました。相談および情報提供っていうところ、全体の中から他の施策の柱のところには確かに配暴センターの記述はあるけれども、そこはどこかに吸収されているという風に判断していいのでしょうか。
【事務局】	完全に削除したということではなくて、すいません、補足しますと「等」です。ここに配偶者暴力相談支援センターが出てくるとニュアンスが違うんじゃないか、分かりづらいんじゃないかということで「等」でまとめさせていただいたということです。
【山口会長】	ちょっと私の勘違いかもしれませんが、17ページの10、11、12あたりのどこかに入れておくべきじゃないかというご指摘とはちょっと違いますか。
【尾崎委員】	それは後半の話です。配偶者暴力というよりは女性相談支援センターという位置付けになっていくのかな、これからと思いますが、その辺り。
【高橋委員】	14ページの女性相談支援センターの話が出ましたが、14ページの5のところのですね、児童相談所、配偶者暴力相談支援センターの後、福祉総

	合相談センターってなっていますが、これは旧婦人相談所のことを言っているのでしょうか。県の福祉総合相談センターだとすれば児相も入っていますし、今名称が変わって女性相談支援センターが入ると思うので、この福祉総合相談センターというよりは女性相談支援センターの方が適当ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
【山口会長】	いかがでしょうか。
【事務局】	ここの記載内容につきましては、保健福祉部の方から確認をとっております。で、修正意見なしで来たものですから、そのもしかしたら今の高橋委員の話の方が正しいのかもしれませんが。再度確認をさせていただきます。
【山口会長】	はい。よろしく願いいたします。
【尾崎委員】	それを踏まえて、おそらく山口会長がおっしゃっていることと同じことを私も考えておりました、子どもの支援から外したけれども、どこかには入れるべきだと思います。それが総合的な相談対応、情報提供で見出しが付いている中に入れるべきなのか、性犯罪、性暴力被害に関する支援に関するものの中に入れるべきなのかというところだと、総合的な支援の方かなと思うので。どこに入るんだらうなっていうのを今ちょっと考えていたんですが、でも5でもないですよ、医療機関でもないし。民間支援の機関の一つがっていう。相談及び情報の提供の中に、やっぱり配偶者暴力相談支援センターで相談対応、情報提供していますよっていうのは入れるべきだと思います。
【山口会長】	事務局からお願いします。
【事務局】	個別の話になってきますと、様々なもの盛り込んでいくとになり、そうなるにつれてどんどん深掘りをしていくところが出てきて、どこまでのところでそれを抑えるか、全体で必要なところは当然盛り込むべきだと思いますし、明記すべきだと思っておりますので、その点について今いただいた意見を踏まえて、言ってしまえば総合的支援体制の強化だと思っているんですけれども、それをさらに具体的にというところで、具体的施策の中でしっかりと整理するという観点が必要だと思います。それについて、最終案に向けて一度整理をしたいと思います。具体的に我々復興防災部のところ以外で正式名称じゃないんじゃないかというご意見もありましたけれども、具体的にやっている内容と照らし合わせながら、整理をして、然るべきところに必要であれば明記するという形で整理をさせていただきたいと思います。
【尾崎委員】	なぜ、配偶者暴力相談支援センターでこんなにこだわっているかというところ、行政の窓口がこれから機能し始めるとDV相談がものすごく多く、おそらく市町村に来るはずなんです。で、そこでおそらく配偶者暴力の窓口

	との連携ってとても大事になってくるので、だからその列挙、全てを上げることは出来ないっていうお気持ちは分かるんですけども、多分そこを柱にというか、かなり中心的な、市町村が受けるものの中の中心になっていくはずなので、なのであえて書いた方がいいかなというか、そことの連携っていうところを想定された方がいいかなと思ったので意見とさせていただきます。
【事務局】	はい、分かりました。
【山口会長】	はい、ありがとうございます。今ので大分整理がついたのかなと思います。 他にご指摘いただくところはありませんでしょうか。 因みにですが、私、女性相談支援センター、もしくは配暴センターの関係を、10、11、12とかですかねみたいなことを先程口走りましたが、それは撤回させて下さい。夫婦間の傷害事件とかもあり得て、一応対象といえど対象なんですけど、この性犯罪・性暴力被害に関するということに絞ってしまうとちょっと違うように思いますので、総合の方でどういうふうにするかをご検討いただければと思います。 ちょっと1点、中谷委員か小田委員かにお伺いしたいのですが、かなりスクールカウンセラーがワードとしてよく出てきます。各分野にありますね。スクールカウンセラーの配置とかっていう書きぶりで、2人の先生方、気になった点とか特にないのですか。この書きぶりで良さそうでしょうか。
【中谷委員】	この支援計画の中では、こう書くしかないのかなと思っている。いろいろあるけど、それは教育委員会の方でいろいろ試行錯誤しているところなので、これ以上は難しいのかなと。
【山口会長】	ありがとうございます。そこの実感がちょっと分かりづらくて。 小田委員は。
【小田委員】	私も中谷委員と同じ意見ですけども、私がかかっている範囲だと、この条例に記載されているものは全て既存のものであって、今までも岩手県教育委員会が取り組んできたことが書かれていると思います。その中で犯罪被害に対することに関しても行っていって下さいねという文章として読みました。本当に実際なされるようにこれが施行されてからなのかなというところも意見としては思っています。
【山口会長】	ありがとうございます。 菊池委員、感想的な部分でも構いませんので、何かご意見あればお聞き出来ませんか。
【菊池委員】	私は特に大丈夫です。
【山口会長】	分かりました。気づいた点がございましたらおっしゃってください。 佐藤委員、大丈夫ですか。

【佐藤委員】	今見て 17 ページの 13 番のところスクールカウンセラーということに公立学校とありますよね。公立学校でいいんですか。私立は関係ないのかなと。
【山口会長】	いかがですか。
【事務局】	私立の学校についてなんですけれども、実は今私立の学校を所管しているふるさと振興部学事振興課に対応について聞いているところです。で、そこで県庁の方で私立の学校のそういった対応をコントロールしているのであれば、その旨取り組みを書きますし、そうでない場合にはこちらから個別の私立の学校に向かってこういう窓口のある、こういう相談ができるということを知って欲しいということをお知らせする、という形のどちらかになるのかなと考えております。ただ、すみません。今確認中、ちょっと遅れておりますけれども、ここは最終案に向けて何らかの形で入ってくるものと考えて準備しております。
【山口会長】	ありがとうございます。ご指摘もご回答もありがとうございます。
【尾崎委員】	順番が、私これを話したかしらっていう感じになってきているのですが。10 ページの 3、犯罪被害者等が抱える問題のところの話って私まだしてないですよ。これもまた列挙っていう話になって広がってしまうというお答えがあるかなと思いつつも、犯罪被害者等という 1 番目のところですね、かけがえのない生命を奪われる家族を失う傷害を負うと、ものすごく身体犯に限定しているんですよ。これ身体以外にもう少し、例えば広く傷害を負うだとかかなり狭いので、性被害とかも含めれば、身体へのダメージとか心や体に傷を負うとか、もう少し広い表現をされた方が、この犯罪被害者等がすごく狭い範囲であるというふうに捉えられかねないのではないかとちょっと危惧をしておりますので、ご検討くださいというところです。
【山口会長】	はい、ありがとうございます。実を言うと、私、その指摘を待ってしまって、私もずっと気になっていまして、他の委員の皆様は思わないのかなと。性的自由に関する犯罪が、忘れていたわけではないのはみんな分かるんですけど、この書きぶりで抜けてしまっているように見えるかなと思ったもので、事務局の方で、そのあたりの表現の修正とかご検討可能かどうか教えていただけますか。
【事務局】	傷害を負うではなくて、心身へのダメージということではというご意見と受け止めております。その後に、この 1 段落目、精神的ショックによる身体の不調というところですね、心について精神的ショックというところで書いたつもりでありましたけれども、そこがちょっと読めない、意味がちょっと狭まりすぎているということであれば、そこは心身へのダメージとすることを検討したいと思います。

<p>【尾崎委員】</p>	<p>今のおっしゃっているところだとごめんなさい、いいですかね挟ませてもらって。被害に加えという言葉があるので、そこで1回切れているんですね。なので加えたショックになっているので、精神的な被害は入っていないんです、ここにこの文章だと。なので、被害の一つとして精神的なダメージや傷害ではないけれども、体にダメージを負うというようなことまでそこまでが被害に入ると思うので、精神的にショックによる身体の不調は被害に加えて、もちろんご家族を亡くされたり、大きな怪我を負われてショックというのは、後から前回の言葉でいえば副次的についてくるものとしてあった前の段階で直接の被害として心にダメージをといるところがやっぱり抜けているんだと思うので、ちょっとその辺りの整理をしていただきたいというところ。</p>
<p>【中谷委員】</p>	<p>一つの例をあげると、前センターに相談、10何年前に相談あった方で、女性が窃盗に入られてしまったんです、家の中に。で、その後家に入れなくなっちゃって。で、数週間友達のとこに泊まり歩き、でもさすがに迷惑かけるといふことで、自宅に帰ったんですけども、電気つけず、帰るにあたって後ろを振り返り、誰も来てない、見てないなというのを確認してというふうな相当な行動の制限、心理的なダメージを受けているってことがありました。で、その方も眠れないし、立てないしってことも起きていたので。窃盗でもです。で、なんでかって聞いたら、自分がいなかったから窃盗だけでも、もしいたら強盗か殺されていたと思うと、とてもじゃないけどうちに住めないというふうなこと言われていました。多分、そういう話を今尾崎委員されているのかな。窃盗であってもそういう風なことが起こりうるっていうのも含めて、ちょっと書いていただければいいのかな。そこまで詳しく書かなくてもなんかそういうニュアンスで入るといいのかなというふうにご紹介しました。</p>
<p>【山口会長】</p>	<p>はい。では事務局お願いします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>捉え方のところだと思っております。我々は当然身体的なものだけではないところで書いたつもりですので、今の意見を踏まえて調整します。</p>
<p>【山口会長】</p>	<p>よろしく申し上げます。 委員の皆様、他にありませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【意見なし】</p>
<p>【山口委員】</p>	<p>それでは、私から12ページの推進体制の一番上のところなんですが、2段落目、計画の進捗管理に当たっては、審議会において意見を聴取するとともに、毎年度進捗状況を取りまとめて公表するという記載をしてい</p>

	ただいていますが、ここに、必要があれば見直すみたいな事っていうのは書けないものですか。そこはもう率直にお伺いできれば。
【事務局】	ここに計画の見直しをするということを書けないかということでしょうか。
【山口会長】	多分、違和感はお持ちだと思うんですが、前回の審議会で尾崎委員から、その4年という計画の期間が少し長いかという話があった時に、事務局の方から必要があればその期間でも見直すというお話があったので、その辺りを明記できるものかどうかと。書くことによってある意味この計画自体が無責任なものに映ってしまうとか、そういう実情があるのであれば、無理にとは申し上げないんですけども。
【事務局】	了解しました。今の話につきましては、3ページの計画の期間のところ、計画期間内であっても必要な見直しを行います、5の意見の反映のところ、審議会の意見を聞き変更を行うものとしますということで、一番初めの本当に基本的事項のところ記載しておりましたので、推進体制のところには敢えて書いてないという、別に書かなくても良いかと思ったところでは。
【山口会長】	すいません。ありがとうございます。そうですねどっかでは見たなと思いつつ。どうなのでしょう。逆にここは書かない方がいいですか。それとも全体を統一して、必要な見直しみたいなことを書いた方がいいのかというところなんです。
【事務局】	そうですね、ここは推進体制ということにしておりまして、この体制的な話をしておりましたので、今の会長の話のところ、基本的事項ということで一番初めにしっかりと明記しておきまして、この審議会の位置付けを含めてですね、条例にもこの審議会の位置付けありますので、その中で定められたことをここに書いているという、ちょっと重複するところがありますが、ここでもよろしいかなと考えておりますが、いかがでしょうか。
【山口会長】	すみません、私の方で答えるものではないので、そのところにきちんと明記してくださっていますので、特に問題意識を置いたわけでは、根本部分で問題意識を持ったわけではございませんので、委員の皆様からも特になければ、この記載でいいと思います。
【山口会長】	すみません、また私の方からまた質問なんです、19ページのところ。上の方の19というところの、犯罪被害者等の雇用・労働に関するもの。ここに記載のある広域振興局等において相談対応という振興局の相談対応というもの。その後に関係機関の個別労働関係紛争解決制度の紹介という記載があるんですが、振興局のものと関係機関が持っているのが、具体的にどんなものを想定されているのかだけ教えていただいてもよろしいですか。

<p>【事務局】</p>	<p>広域振興局の方にですね、常時、相談窓口というものが設けられておりまして、そちらの方で個別の労働者の相談を承っておりますが、ここで上手くいかない場合は労働委員会事務局の方におきまして、労働問題の紛争解決制度というのがあるということです。軽微のものであれば、広域振興局の相談窓口で解決対応できるものとなりますけれども、ここで解決に至らない場合は、この紛争を解決するというので、労働委員会の案件となるということで、切り替わるという扱いになるということだと伺っております。</p>
<p>【山口会長】</p>	<p>ありがとうございます。ちょっとかなり専門的なところに入ってしまうのですが、おそらく振興局の方は相談をお聞きになってあまり強制力を持った解決手段っていうのはお持ちではないのかなと。相談にはのれるけれども。かつ労働委員会の多分あっせんも想定されているんじゃないかなと思うんですが、それもまた事業者側は行かないと、出席しませんといえは終わってしまう制度のもので。ここまでの理解で大丈夫かなというところ若干、ほんの若干ですけど不安に思ったのでご指摘申し上げました。少しこう広げて記載をしてもいいのかなと。最終的には裁判所使わなければいけないという分野だと思いますので。少し、私がいうのもあれですけども、弁護士相談に繋ぐとかになってしまうのかもしれないのですが、そういう余地を残した記載を検討していただければいいのかなと。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>分かりました。そのとおり、広域振興局の方は、何か大きな問題が起きた時にハローワークさんなんかと体制を打ち合わせるとか、支援制度について労働者の方々に説明するとか、そういったところまでかと思っておりますし、労働紛争解決の方についてもご指摘の通りですので、どこまでここに書くかというところはございますけれども、ちょっと書き方はもしかしたらご相談させていただくかもしれません。</p>
<p>【山口会長】</p>	<p>すみません、ご面倒をおかけしますが、よろしく願います。他に、委員の皆様、素案に対するご意見、ご質問等ありますでしょうか。もう少しお待ちした方がよければお待ちします。</p>
<p>【尾崎委員】</p>	<p>最初の論点整理のところに戻ってしまうかもしれないんですけども、19 ページ 20 ページにかかっている市町村における支援体制の充実、つまり、市町村に対してどのように働きかけるかというところ、大きく大事なところになってくると思うんですが、この 20 ページの一番頭のところ、片仮名イのところですね。書き方なんですけど、市町村等における条例制定やここまでは分かるんですが、被害者支援策の具体化に向けた取り組みというところが、やっぱりちょっとなんとなく、よく噛み砕けていないので。要するに、これは市町村が被害者に特化した支援制度を作るという具体化を示しているのかというところがまず 1 つお聞きしたいところで。おそら</p>

	<p>くその回答としてすいません、推測をしてしまうんですが、そこまで具体的なことは県として出すことは難しいというふうにおっしゃるかなというふうにも思いつつ、そうすると市町村に期待される取り組み、次のページですよね、21 ページのところ、やはりメニューリストの作成になっているわけですよね。具体化っていうのがメニューリストの作成ではなくて、どこか他のところにあったと思うんですが、被害者を対象とした新しい支援制度を作っていくということを、市町村に期待をされるという書き方をするか、もしくはこの具体的施策として、この具体化というところをもうちょっとこう被害者に特化した支援の制定に向けた取り組みを支援しくらいに書いていただきたいんです。なんか、やはり既存の制度の活用だけでは、自治体の被害者支援は動いていかないと思うので、そのあたりをちょっと整理をしていただきたいというところで、お考えを伺いたいと思います。</p>
【山口会長】	<p>はい、では事務局お願いします。</p>
【事務局】	<p>今の話、尾崎委員のお話のとおりを考えておりましたので、何も言えないというかすいません、そのとおりです。いずれここの被害者支援策の具体化というのは、既存の制度プラスαのところも含めてここで書いております。メニューリストの作成だけではなく、特化した施策についても期待するところでありまして、ここに書くのか、どこに書くのかというところで、実は経済的負担の軽減のところ、44 ページとかですね、特化した支援、制度、サービスの創設に向けた取組の検討として書いているところがあり、考え方としてはこの計画の中に盛り込んでおります。ただ、ここの具体的施策、No.1 のところでどこまで書けるかというのをちょっと考えたときに、ここに先生におっしゃっていただいたように含まれているということで考えておりましたので、個別に特化したとか既存とか細かいことを書かずに、包括した表現になっているというところなんです。</p>
【尾崎委員】	<p>具体化という表現ではなくて、もう少し何かないかな。具体化っていうのは多分、今あるものを明らかにすることで、なんかこう新しく作るっていうワードはここに含まれていないように感じるんですよね。例えば、でもやっぱり策定とか創設とかそういうことはやっぱり書けないですか。もう一歩踏み込んで、本当はそこまでしていただきたい、県の姿勢を示していただきたいところではあるんですが。</p>
【事務局】	<p>ここで具体的に書くのは難しいという判断のもとに整理をして、経済的負担の軽減の方で、そちらには一応期待される取組として書いたという整理をさせていただいています。</p>
【尾崎委員】	<p>経済的負担のところ、書かれているのはおそらく見舞金を想定されているんだと思うんですが、見舞金だけではないと思うので、むしろそこで</p>

	<p>はなく、こちらの方のむしろもっと広いところで、市町村が様々な見舞金に限らない新しい被害者を対象とした支援の仕組みを作っていくと、県としては支援しますという姿勢を出していただく方がいいかなというふうに思います。見舞金に限定をされるのではなく。</p>
【事務局】	<p>ご意見として伺います。今日のところはそこまでにとどめさせていただきます。</p>
【山口会長】	<p>例えばですね、今の話のところで、この具体化っていう言葉よりも、実現という言葉だと両方から否定される可能性はあるんですけども、ちょっと違いますか。必要な被害者支援策の実現とかっていう風になると、私のイメージでは新たな施策も必要ならやらなきゃいけないので。しかもその取り組みを支援するのが県の立場なので。もしよければご検討いただいてということをお願いします。</p> <p>今の点ですけども、最初に中谷委員からご指摘のあった、居住に限定しない福祉サービスとか、そういったところの支援が必要だというあたりのご指摘にも関わる部分なのかなというふうに思いますので、しつこいんですけどもご検討いただければと思います。</p> <p>すみません1点よろしいですか、50 ページです。項目で12 ですね。これって皆さん違和感はないのかなと思っていてですね。急に防犯メインに見えてしまうんです。規範意識の醸成って広い意味で言えば、規範意識は被害に遭われた方の感情に寄り添ってという意味も含むのかもしれないですけども、一般的には非行を防ぐ方、その前の流れからいっても。いかがですか。違和感ないですか。</p> <p>もちろん、この審議会の最初の頃に、村井委員からのご指摘があったとおり、被害者支援に対する理解を深めていく中で、防犯の方にもいい影響があるんじゃないかというご指摘はそれはごもっともだと思っているんですけども、ちょっとさすがにここまで真ん中で非行防止とか、規範意識の醸成っていう風になってしまうと、犯罪予防に特化しすぎなのかなというふうに思いますから。もしよろしければここに、犯罪被害者等の心情に対する理解みたいなのが入ってきてくれれば。ちょっと他と被るかもしれないですけど、ご検討いただければなというふうに思った次第です。</p> <p>いかがでしょう。</p>
【事務局】	<p>ここについても教育委員会との調整になるかと思います。これは既存のですね、現在の指針にもこの取組がありまして、それを継続して書かせていただいておりますので、会長の話だと13 番のところの取組とつながってるところがあるかと思います。ここは教育委員会にそのような意見があったことを伝えながら、ちょっと調整させていただきます。</p>

【山口会長】	<p>ありがとうございます。</p> <p>そろそろ答申の方に移っていった方が良いと思うのですが、何かないでしょうか。</p> <p>ちょっと1点だけ中谷委員に確認させて貰ってもよろしいですか。かなり中谷委員からご指摘をいただいていた27ページ、支援従事者の二次受傷防止のところですが、この形について何かご意見ないでしょうか。</p>
【中谷委員】	<p>基本的なところは押さえられていると思いました。今回のところなんですけども、具体的施策の2のところ、警察本部だけなんですけど、復興防災部の総合的な担当の方々の二次受傷を受けた場合、受けるということは想定してないという理解でよろしいですか。警察本部だけじゃなく、復興防災部も入れてもいいのではないかと思います。</p>
【事務局】	<p>今のご指摘ですけども、結論から言うと復興防災部も含めるべきかなと思っております。我々がというわけではありませんけど、はまなすサポートセンターは県からの委託で行っている方々であつたりもしますし、コーディネート機能を持つものを設置するのであれば、そのものも県からという扱いになりますので、そういった方々をイメージした記載となると復興防災部も入るべきかと思いますので、それについては入れる方向で考えたいと思います。</p>
【中谷委員】	<p>支援調整会議も、ここが、復興防災部が担当されるんだと、書類を見るというふうな理解でいいんですね。書類を見て二次受傷を受けるということもあり得るので。むしろ行政職の方々ほど受けやすいといえれば受けやすいと思うので、それは入れていただいた方がいいかなと。</p>
【事務局】	<p>ありがとうございます。</p>
【山口会長】	<p>中谷委員ありがとうございます。これって受傷防止のためというか、受傷した方へのケアが強いように思うんです。おそらく二次受傷防止の一番はチーム体制じゃないかなと私自身は思っていて、やっぱり一人で抱えるのと、複数名で共有して抱えるのっていうのは大きな違いだと思うので、もしどこかに入れ込めるのであればですね、例えば、28ページの上の勤務体制とかっていう記載はあるんですが、調整会議を含めたチーム体制っていうのが重要になってくるという意識はお持ちいただきたいというふうに思っています。言いつばなしの意見で申し訳ないんですけど、そんな感じです。</p> <p>他には何かないでしょうか。</p> <p>【意見なし】</p>
【山口会長】	<p>それでは、一旦、我々審議会としてどういうふうに答申していくのかと</p>

	<p>いう話に移らせていただいて、言い忘れたということがあったら遡っておっしゃっていただいてもいいです。</p> <p>審議会としては、この素案については、一応賛成的な立場、基本部分は賛成的な立場で行かないと前に進まないのかと思いますので、質問としては、そういった上で審議会としても付則意見を述べるというのが一番適切なのかなと私自身は思っています。この点についてもご異論があればご意見をお聞かせください。</p> <p>その上で答申については、私の方で想定をしているのは、端的な言葉で申し上げてしまうと、コーディネーターの確保ということと、あとは経済的負担軽減に関するところ、どこまではっきり書くかはともかく、見舞金ですとか、あとは居住支援の絡みでも、経済的に一つ前に進まなければならない面もあるかと、公営住宅だけでは足りないという場面が出てくるのかなということがあるので、見舞金とはっきり書いて、そこに的を絞るのか、それとも少し広めた形で答申の中の意見を入れるかと悩んでいるんですが。あまりいっぱい書くと強みが弱くなるのかなと思って、めいっぱい絞れば今申し上げたコーディネーターということと、見舞金という話、これについては必要なんだということを言っていくべきかと思うのですが、この点委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>もっといっぱい盛り込むべきというご意見があっても構いませんので、それであればおっしゃってください。</p>
<p>【中谷委員】</p>	<p>見舞金というところに絞ってしまうと実現の可能性が高いかもしれないですけど、やはり目指すのは見舞金も含めた日常生活の支援に広くお金がかかるころなので、やはり目指す理念って何かを書きいただきたいなと私は思います。それと、もう一つはこの支援計画は、いろいろ市町村の支援ができた後の、県が市町村への支援を想定しているんですけども、条例を作るように促す、県が促すというふうな働きかけというところも書いていただけるといいかなとちょっと思いました。今のところまだ県内で動いているところが盛岡市くらいなので、この支援計画ができて、それをモデルにあるいは盛岡市の条例をモデルに作っていいとは思いますが、また同じような審議会を作ってというか、そういうふうになってくると、やはりだいぶ時間がかかってしまうので、どんなふうな内容がいいのかっていうのを、県が実現できなかったところを市町村で実現できるような形で促せていけると、それを期待するという表現もあってもいいのかなというふうな思いです。</p>
<p>【山口会長】</p>	<p>はい、ありがとうございます。今ご指摘の点は、先程私が申し上げたところで言うと、見舞金ということに絞らずに日常生活の支援、経済的支援</p>

	<p>を含むんだということは多分書いた方がいいのかなと思うんですが、そこを少し広げて理念的に言うべきだということと、県として市町村条件制定に向けた働きかけは必須なんだということを申し上げていくべきというご意見かと思いました。</p> <p>他に皆さんからいかがですか。</p> <p>あくまで、私がもうこれがいいと思って、今の2つに絞って申し上げたわけではなくて、叩き台がないと議論にならないかと思って申し上げただけですので、本当に遠慮なくご意見をください。</p>
【尾崎委員】	<p>今、中谷委員がおっしゃったことに概ね賛成でございますが、市町村との関係にどこまでさらに入れるかっていうのはちょっと悩みどころではあるかなと思っています。やはり条例を実現していく上では財政上の支援ってというのが県から出ていくのは非常に市町村にとって大きいと思うので、そこまで答申に入れるかどうかは悩んでおりますが、一応ご提案してそこを付け加えさせていただきたいと思っております。</p>
【山口会長】	<p>尾崎委員ありがとうございます。今の点を畑山委員、佐藤委員に振ろうかと思いましたが、それは入ったら入った方がいいっておっしゃられるに決まっているので、でも補足してご意見とご意見ませんでしょうか。</p>
【佐藤委員】	<p>特にないです。</p>
【山口会長】	<p>畑山委員は。</p>
【畑山委員】	<p>財政上の支援は、尾崎先生がおっしゃったとおり、あれば各市町村は、ありがたいのは確かだと思います。</p> <p>先ほどから伺っていた通り、ちょっとお話戻ってしまうんですけども、コーディネーターと言いますか、どのように盛岡市の方で条例が制定された時に岩手県さんと繋がってというか、各福祉とかそういったところの担当課なのか、こちらの事務局さんを通してなのか、そのあたりの軌道に市の方が乗るまで、乗ってからもですけども、どのような形で、いろいろな分野があると思っておりますので、そこが繋がっていくのかというのがちょっと、先ほどからイメージがまだできてないところもありますので、コーディネーターというのはすごく期待をしたいなというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
【山口会長】	<p>ありがとうございます。答申の際の意見に温度差をつけること自体は可能なので、例えばコーディネーターの設置は必要不可欠である旨の意味合い。経済的、日常生活による支援を確保していくことも、やはり必要不可欠であるというあたりで、市町村条例制定に向けた県としての働きかけもやはり必要不可欠だと。で、それに付随して県から市町村への財政的な支援検討されたいとかですね、そういう温度差をつけた答申とすることはあ</p>

	<p>っていいのかなと思いますので、その方向で考えてみたいと思うんですが、よろしいですかね。さらにこれを付け加えるべきじゃないかというのは、審議会でみんなで検討して入れるかどうか検討しますので、本当に忌憚なくご意見いただければと思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>【意見なし】</p>
<p>【山口会長】</p>	<p>一応、私の備忘も兼ねてもう一度繰り返していきませんが、答申の、今の時点ではですね、答申にあたっての審議会として付する意見としては、まず1つが県としてコーディネーターを設置することが必要不可欠であること。これが1つ目です。2つ目は全体的に日常生活を支援する必要があるんだと、これは必要不可欠なんだと、それに向けて経済的支援というのが必要な部分では支援していかなければいけないということ。ちょっと日本語はこれから検討します。3つ目は市町村の条例制定に向けた県としての働きかけ、これも必要不可欠であると。その一環として県から市町村への財政的な支援ということが検討されたいということ。大きく分けるとこの3つの意見を付していきたいというふうに考えてございます。</p> <p>で、この答申の形にする際なんですけど、もう一度お集まりいただくとすると現実的ではございませんので、その言葉遣い等に関しては私会長に一任をいただきたいと思っておりますが、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>【意見なし】</p> <p>では、そのように答申して参りたいと思います。</p> <p>ちょっと時間を押しては参りましたが、せっかくこうやってお集まりいただいて最後ですので短くても結構ですので一言ずつちょっとお話を伺いしていきたいというふうに思っています。中谷委員からお願いしてしまってもよろしいですか。</p>
<p>【中谷委員】</p>	<p>会長、ありがとうございます。尾崎委員からもいろいろ全国的な動きを教えていただき、岩手県の条例、それから支援計画が実のあるものになるのかなというふうに本当に思いました。ただ、いろいろまだまだ課題はあると思いますので、すごく担当の木村課長をはじめ、皆さん苦労してるのは私も聞いていて、その上で聞かれないこともいろいろ聞いてきましたが、ぜひ動き、今後とも長く本当になると思うので、皆さんの協力をいただきながら、支援センターも協力しながら進めていければなというふうに思っております。ありがとうございます。</p>
<p>【菊池委員】</p>	<p>大変お疲れ様でした。今日の会議で、盛岡市さんが最初に作るであろう</p>

	<p>条例を、ちょっと急いで作っていただきたいかなと。私、地元北上市なので、それが出来れば北上で僕が何を出来るのかなと考えて、これからやっていきたいと考えています。いろいろなところで講演をさせていただいているんですけども、これからもやっぱり、中学生、高校生その他関係機関で講演をしていくつもりなんですけども、命の大切さっていうのを伝えていきたいというのを再度確認したところでございます。今日はありがとうございました。</p>
【佐藤委員】	<p>私は実務を担当していないので分からないのですが、いずれ、岩手が条例制定してない県だというふうに聞いておりますので、全市町村が条例を作成できるように、それも早くできるようにお願いしたいと思っていますし、県の方のご協力をお願いしたいと思います。</p>
【畑山委員】	<p>4月から委員を仰せつかっていまして、不勉強なところもあったんですけども、岩手県さんが開催された研修会ですとか、そういうのをかなり勉強にというか、本当に具体的にどういうことが起こって、どういうふうなことを自治体の方が行うべきなのかというところを学ばせていただきました。そういった携わる人たちがそのようになっていけるんじゃないかなというふうに思います。それで、盛岡市の方も先日の全員協議会の方で犯罪被害者の取組について諮っていただいたところで、条例制定に向けて今取り組んでいるところで大変勉強させていただいたところです。今後とも岩手県さんと連携しながら取り組んで参りたいと思います。本当にありがとうございました。</p>
【高橋委員】	<p>こういう計画の中に、どこまでどういう文言でどの範囲で載せるか、記載するかというところは非常に大変なんだなと感じました。ありがとうございます。この条例や計画が本当に自分ごととして県民がこの内容を理解して、自分ごととして考えていけるような形で、本当に周知していただきたいと思っています。また、教育委員会が絡んで、若い段階からきちんと命の大切さとかですね、人を傷つけない、自分も大切にするというところの教育が広く行われることもとても大事だと思っていますので、この計画、条例や計画が浸透していくように願っております。本当にありがとうございました。</p>
【小田委員】	<p>たくさん審議委員の声を反映していただきありがとうございました。これから市町村の方を私もととても期待、県ももちろんですけどして、例えばスクールカウンセラーなども岩手県で言いますと、山田町とか陸前高田市この2つは自治体として週5でフルでスクールカウンセラーを県とは別に雇っております。そういったところであれば、またスクールカウンセラーが出来ることとか、自治体ごとにいろいろ柔軟に制定できるのだと思いますので、ぜひ県のサポート、そして専門職もこれに付随して、</p>

	<p>被害者支援のために尽力していきたいと思っています。今後ともよろしくお願いいたします。</p>
【尾崎委員】	<p>はい、ありがとうございました。関わらせていただいてこうやってご縁がある以上、47 都道府県で一番いい支援計画に何とか私が関わりたいなと思って、色々と無理な発言もさせていただきました。で、それもいろいろと盛り込んでいただきましてありがとうございました。これがスタートだと思っています。出来上がったのは絶対ゴールではなくて、これから支援が初めて被害者の方に届いて初めてそこからスタートだと思っていますので、これからの市町村での具体化というところを私も期待しているところがございます。犯罪被害者の方にとって支援を受けることは権利の問題ですので、岩手県内どこの町どこの市にいても同じ支援が受けられるような体制というのが、これから広がっていくということ。それと同時に、どうしても被害者の方が自分からこう支援を求めるといのはとても大変なことです。被害者の方に支援が届きやすい使いやすいという形を実現していただきたいなというふうに思っております。ありがとうございました。</p>
【山口会長】	<p>はい。委員の皆様も事務局も本当にありがとうございましたという締めめのようなのですが、尾崎先生が今ご指摘くださったとおりで、スタート地点のちょっと先ぐらいまで来た。条例の制定を木村課長がスタート地点というふうにおっしゃっていたことがありましたが、そこからもう1歩先に進んだくらいの段階です。途切れない支援長い目で、線もしくは面としての支援、点ではなくですねというところが何より大事だと思いますので、今後とも委員の皆様にもお世話になることが多くあると思います。本当に長くよろしくお願いいたします。</p> <p>すいません、長くしてしまいましたが、進行を事務局にお返しします。</p>
【事務局】	<p>会長、司会進行ありがとうございました。</p> <p>事務局から、この後のスケジュール等について若干説明をさせていただきます。</p> <p>このあとは、市町村への意見照会ですとかパブリック・コメントなどを経まして、最終計画案を策定して参ることとなります。今年度の審議会は今回で終了となります。次回は来年度となりまして今年度の取組状況について報告しご意見をいただくという形になりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。あとは議事議題ではないその他としまして、委員の皆様から何か情報提供等ございましたらここで承りたいと思いますが、何かございますでしょうか。</p> <p>すみません補足させていただきます。今、今後のスケジュール説明させ</p>

ていただきましたけれども、広く県民から意見を募るパブリック・コメントを実施するほか、市町村への意見照会などを踏まえまして、計画最終案の作成に移らせていただきます。

これに当たり、本日、各委員からいただきました意見につきましても、併せて反映等について検討するということをご了承いただきたいと思います。計画素案に係る作業をスケジュール通りに進めるにあたって、また再度この素案の修正を行うとなると、スケジュール的に難しいものですから、いただいた意見も踏まえながら、全ての各意見を調整しながら、最終案を作成していくというところをご了承いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

委員の皆様からその他ということでもなれば、最後に、復興防災部副部長の戸田から挨拶を申し上げたいと思います。

復興防災部副部長の戸田でございます。7月の第1回の審議会から、3回にわたりまして熱心に計画素案についてご審議いただきまして御礼を申し上げます。ありがとうございます。この審議会でもいただいた様々なご意見のほかですね、先ほど説明しましたとおり、パブリック・コメントを実施したりとか、それから市町村の方に意見照会をしたりいたしまして、年度末の計画策定に向けて作業を進めて参りたいと考えてございます。次年度以降につきましても、本県の犯罪被害者等支援に関する施策の推進のためにご意見をいただくということになってございますので、委員の皆様には引き続きよろしくお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

それでは以上で本日の審議会全てを終了いたします。委員の皆様、今年度3回の審議会大変お疲れ様でした。ありがとうございました。気を付けてお帰り下さい。